

平成 19 年 12 月 1 日  
日本学校体育研究連合会

「教育振興基本計画の策定の審議の状況」に関する意見

標記のことについて、学校体育の研究・実践団体として、以下に意見を述べる。

1. 送付資料「別添1」について

1. 「計画策定に当たっての基本的考え方」及び2. 「今後求められる教育施策の基本的方向」については、大いに賛同し、全国の教育・学校体育関係者との連携・協力の下、積極的推進に努め、責任を果す考えである。

2. 送付資料「別添2」の1について

(1) 「学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」について

このことが、第1に掲げられていることに注目・賛同し、最重要課題とされるよう要望する。

地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の充実」を図ることは、特に、義務教育段階の学校の教育活動との関連が強く、体育・スポーツの教育にとっても重要な視点である。「鉄は熱いうちに打て」の言葉があるとおり、この項でこそ人格形成と学校教育システムの土台としての義務教育充実の重要性を強調し、今後、「重点的に取り組む施策」の核とされたい。

「コミュニティースクールの設置」、「放課後や週末の子どもたちの体験・交流の場づくり」についても、幼児教育を含め、義務教育段階の学校との関連を図って推進されてこそ意義・効果が期待される施策である。

また、体育・スポーツ活動は、「放課後や週末の子どもたちの体験・交流の場づくり」として、欠くことのできない内容として押さえられたい。

「放課後や週末の子どもたちの体験・交流の場づくり」については、既に文部科学省と厚生労働省との連携施策として「放課後子どもプラン」が推進途上にあり、地域ぐるみの学校支援の重要な施策となるが、都道府県や区市町村の首長部局や、教育委員会レベルにおいては、一部ではあるが、担当部局が不明確であったり、趣旨内容が十分地域住民に周知されていない、推進体制が未整備であったり、国が示達する趣旨と異なる目的に予算が回されるとの風評も聞こえる。

規制緩和の方向、地方の時代と言われる社会情勢ではあるが、予算執行や金銭の流れについて、国の趣旨が徹底されるよう指導性を強化されたい。「企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大」については、例えば、企業が従業員に対し、学校の授業参観日や、行事の際には、積極的に参画できるよう、労務上の配慮を行うことを行政が働き掛けるなどの支援を願いたい。そのようなことを瑣末なこととせず、具体的で実行の状況が確認し易い施策を工夫し推進されたい。

#### (2)「家庭の教育力を向上させる」について

特に、PTA活動を通して子育てに関する学習機会の提供や、情報交換や交流、支えあい、ボランティア活動などの社会参画の機会となるよう、PTAに対する財政や活動内容の充実、研修会講師の派遣、組織強化に対する支援のあり方を教育界におけるPTAの社会的位置の一層の高揚について格段に配慮されたい。

#### (4)「いつでもどこでも学べる環境をつくる」について

「地域住民に身近なスポーツ環境の整備」については、「地域における総合的なスポーツの場の整備」が、学校施設の有効活用や、教員の地域スポーツ指導者としての参画、地域のスポーツ指導者の学校体育授業への町の先生としての支援を生み出すよう、行政の方向性を明確に示されたい。

特に、ボランティアとしての指導者の活動が、広く普及し、永く続けられるような仕組みとして、全くの無償ではなく、ある程度の報奨手当が支給できる予算措置を検討願いたい。このことは、学校の部活動の外部指導者の確保・拡充の課題であるが、部活動を地域で支える発想への転換とも連動する学社連携上の大きな課題であり、前向きに検討願いたい。

### 3. 送付資料「別添2」の2「個性尊重と社会の一員として基盤」について

#### (1)と(2)の構成について

(1)で、「知識基盤社会」を前提として、先ず、3つの要素からなる「確かな学力」について述べ、次に(2)で、「心と体」について述べる文脈は、視点を明確にして述べるための方法として異論ないが、心身二元論と受け止められないよう、なお、表記に御配慮願いたい。

例えば、(2)で、体験活動・読書活動等の充実との表記があるが、体験には、本来、自然体験や、人との交流体験、スポーツの体験など幅広いものがあり、「体験の重視」は、今回の「中教審答申」の中で重く・広い概念として重要な意味を成す文言と思われるが、なぜ読書とのみ・(中黒)でつながれるのか？整理が必要ではないか。

特に、幼・小・中学校の基礎教育段階では、活動と思考、心と体が一体と

なって作用する「体験」を通して学ぶことが、心身の成長上大切であり、心身は一元であることに留意されたい。

また、体育やスポーツ教育には、ルールやマナー、フェアプレーの精神、人と人との交流、武道を通じたが伝統・文化に関する教育等を学習内容として総合的に内包しており、(2)「規範意識を養い、豊かな心と体をつくる」の節に列挙されている 道徳教育や、伝統・文化に関する教育、環境教育などを含む、総合的な教科である事をお含みおき頂ければ、幸甚である。

「子どもの体力向上に向けた総合的な方策の充実」について

学校体育、運動部活動、地域におけるスポーツ活動の振興のため、2の1の(4)でも述べたように、外部指導者の活用を学校体育に限らず、部活動においても、導入されるよう推進願いたい。

また、学校の校庭芝生化は、「子どもが、上着を脱いで外遊びをするようになり、上着の忘れ物が増えた。」などの伝聞もあり、子どもの運動への動機付けや、安心・安全な学校づくりの上でメリットが多いことが現場の声である。

ただ、芝生の養生作業が課題であることから、PTAや地域からの勤労奉仕などの支援が受けられよう、養生の器具・用具、倉庫等の設置、芝生の品種改良に対する予算措置について配慮願いたい。

「食育の推進」について

健康の維持向上にとって重要な要素は、運動、休養・睡眠・栄養であり、この3点を健康教育の3本柱として、家庭・地域との連携より推進することは、健全で活力ある子ども・学校・社会を形作るのに不可欠である。

これらの推進のため、学校体育の推進校をはじめ、部活動、武道指導、芝生の学校、食育などの「指定校制度」を設置願いたい。

### (3)「優秀な教員の養成・確保」について

教員の養成については、実践的な指導力を身につけて、養成機関を卒業できるよう、養成のカリキュラムや、単位認定の厳正化、指導スタッフの整備のあり方について新たな基準を設けられたい。

また、研究機関と学校現場との交流・活性化を図るため、養成機関のスタッフに現職経験のある人材を積極的に採用したり、現職教員が専修免許状を取得する機会を広げる制度の一層の拡大を図られたい。

優秀な教員の確保については、教員の勤務実績に応じた処遇を一層メリハリを付け、木目細かく配慮できるシステムを検討願いたい。その一環として、例えば「授業マイスター制度」などの教員の「授業力」を適切に審査し、顕彰する制度を立ち上げては如何か。

以上